

令和 8 年度 九州栄養福祉大学同窓会 四魂会 定時総会 議事録

1. 日時 令和 8 年 9 月 6 日 10 時 00 分～10 時 35 分
2. 場所 九州栄養福祉大学 講堂
3. 出席役員 名誉会長 室井 廣一
会長 寒竹 啓太
副会長 磯邊 瞳
幹事 石井 明穂、内山 拓也、樵田 千洋、嶋田 優紀、
縄田 佳志、橋口 友紀、古市 珠美怜、三船 美月、
松尾 一旦、渡邊 美結
4. 議長 幹事 内山 拓也
5. 議事録作成者 副会長 磯邊 瞳
6. 議事の経過の要領及びその結果
出席者数 58 名

議長は定刻に開会を宣し、下記のとおり議事に入った

第 1 号議案 令和 7 年度 事業経過報告に関する件

磯邊瞳（副会長）は、令和 7 年度 事業経過報告の説明を行い、満場一致をもって承認可決した。

第 2 号議案 令和 7 年度 決算報告及び会計監査報告に関する件

縄田佳志（幹事）は、令和 7 年度 決算報告を説明し、松尾一旦（会計監査）により会計監査報告が行われ、満場一致をもって承認可決した。

第 3 号議案 新役員一覧に関する件

磯邊瞳（副会長）は、役員改選に伴う新役員一覧を説明し、満場一致をもって承認可決した。

第 4 号議案 会則(案)、旅費・費用規程(案)に関する件

寒竹啓太（会長）は、会則（案）および旅費・費用規定（案）を説明し、満場一致をもって承認可決した。

第5号議案 令和8年度 事業計画(案)に関する件

磯邊瞳（副会長）は、令和8年度 事業計画(案)を説明し、満場一致をもって承認可決した。

第6号議案 令和8年度 収支予算書（案）に関する件

橋口友紀（幹事）は、令和8年度 収支予算書（案）を説明し、満場一致をもって承認可決した。

以上をもってすべての議事を終了したので、議長は10時35分閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録作成者が次に署名する。

令和8年9月6日

令和8年度 九州栄養福祉大学同窓会 四魂会 定時総会

議長 内山 拓也

議事録作成者 磯邊 瞳



令和 8 年度

九州栄養福祉大学同窓会 総会

日時 令和 8 年 9 月 6 日（日） 10 : 00～
会場 九州栄養福祉大学 講堂



目 次

校 歌

筑紫の心

目 次	1
総会次第	2
令和7年度 事業経過報告	3
令和7年度 決算報告及び会計監査報告	4
新役員一覧	5
九州学養福祉大学同窓会 会則（案）、旅費・費用規程（案）	6～15
令和8年度 事業計画（案）	16
令和8年度 収支予算書（案）	17
同窓会評議員一覧	18
年次別卒業者数	19

令和8年度 九州栄養福祉大学同窓会 総会次第

1 開会のことば

2 同窓会会長挨拶

3 名誉会長挨拶

4 議長選出

5 議事並びに報告

①令和7年度 事業経過報告

②令和7年度 決算報告及び会計監査報告

③新役員一覧

④九州栄養福祉大学同窓会 会則（案）、旅費・費用規程（案）

⑤令和8年度 事業計画（案）

⑥令和8年度 収支予算書（案）

⑦質疑応答

⑧議長解任

6 閉会のことば

令和7年度 九州学養福祉大学同窓会 事業経過報告

	日 時	内 容
令和8年	2月28日（土） 9：00～10：30	第1回役員会
	3月9日（月） 18：40～20：00	第1回二役会議

令和7年度 九州栄養福祉大学同窓会(四魂会)決算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

収 入 計	7,419,665
支 出 計	909,140
次年度繰越金	6,510,525

(単位:円)

区分	科 目	予 算	決 算	差 額	備 考
収 入	1. 入 会 金	1,020,000	985,000	35,000	
	入会金(食栄)	560,000	525,000	35,000	@5,000×105
	入会金(リハ)	460,000	460,000	0	@5,000×92
	2. 会 費	408,000	394,000	14,000	
	会 費(食栄)	224,000	210,000	14,000	@2,000×105
	会 費(リハ)	184,000	184,000	0	@2,000×92
	3. 総会会費	0	0	0	
	4. 前年度繰越金	6,040,665	6,040,665	0	
	合 計	7,468,665	7,419,665	49,000	
支 出	1. 活 動 費	800,000	34,180	765,820	
	消 耗 品 費	50,000	0	50,000	事務用品
	旅 費 交 通 費	100,000	34,180	65,820	役員会交通費
	通 信 運 搬 費	300,000	0	300,000	同窓会案内送付等郵便料
	印 刷 費	200,000	0	200,000	
	支 払 手 数 料	20,000	0	20,000	
	食 糧 費	50,000	0	50,000	
	渉 外 費	30,000	0	30,000	学園祭の活動費等
	備 品	50,000	0	50,000	
	2. 総会費	50,000	47,160	2,840	役員会等の活動費(ギフトカード)
	3. 基金積立金	500,000	500,000	0	
	4. 名簿作成費	0	0	0	
	5. 教育振興助成費	400,000	327,800	72,200	
	6. 予備費	1,000,000	0	1,000,000	
	7. 次年度繰越金	4,718,665	6,510,525	△ 1,791,860	
	合 計	7,468,665	7,419,665	49,000	

同 窓 会 (四魂会)基 金 積 立 金 決 算 書

(単位:円)

区分	科 目	予 算	決 算	差 額	備 考
	令和6年度末積立金残高	19,568,148	19,568,148	0	
増 加	令和7年度積立	598,376	598,376	0	
	積 立 金	500,000	500,000	0	
	預 金 利 息	98,376	98,376	0	
	令和7年度末積立金残高	20,166,524	20,166,524	0	

九州栄養福祉大学同窓会(四魂会)会計監査報告

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの会計年度における決算を原簿および証拠書類と照合し、正確であることを確認しました。

令和 8年 6月 9日

会 計 監 査

樫 田 千 洋



松 尾 一 旦



九州栄養福祉大学同窓会 四魂会 役員会名簿

役名	氏名	卒業期
会長	寒竹 啓太	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部:2期生
副会長	磯邊 瞳	九州栄養福祉大学 食物栄養学部:10期生
会計監査	樵田 千洋	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部:4期生
	松尾 一旦	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部:10期生
会計	縄田 佳志	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部:3期生
	橋口 友紀	九州栄養福祉大学 食物栄養学部:5期生
広報	内山 拓也	九州栄養福祉大学 食物栄養学部:10期生
幹事	三船 美月	九州栄養福祉大学 食物栄養学部:12期生
	石井 明穂	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部:2期生
総務	渡邊 美結	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部:5期生
	嶋田 優紀	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部:2期生
	古市 珠美怜	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部:8期生

東筑紫学園 九州栄養福祉大学同窓会 四魂会 会則(案)

第1章 総則

- 第1条 本会は九州栄養福祉大学同窓会四魂会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の発展と親睦をはかり、建学の精神に基づく母校の発展と教育の振興に資することを目的とする。
- 第3条 本会の事務局を北九州市小倉北区下到津5丁目1番1号九州栄養福祉大学内に置く。

第2章 事業

- 第4条 本会の目的達成のため下記の事業を行う。
- 1.会員相互の連絡・母校発展の援助・連絡文書などの発送。
 - 2.建学の精神の理解向上を目的とした研究会等の開催、親睦会の開催・講演会・研究会等の開催。
 - 3.会員名簿の作成・会誌の編集・発行。
 - 4.その他本会の目的達成に関する事項。

第3章 会員

- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
- 正会員 大学、大学院、専門学校九州リハビリテーション大学校の卒業生。
- 準会員 その他(中途退学者、労働福祉事業団九州リハビリテーション大学校卒業生など)で、入会を希望し、総会の承認を得た者。
- 特別会員 母校現教職員・旧教職員および総会において推薦された者。

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|------|--------|-----------------------|
| 会長 | 1名 | 会務を処理し本会を代表する。 |
| 副会長 | 2名以内 | 会長を補佐し会長に事故ある場合は代行する。 |
| 会計監査 | 2名 | 会計を監査する。 |
| 幹事 | 10名程度 | 会務を処理する。 |
| 評議員 | 500名以内 | 本会の重要な事項を評議する。 |
- 第7条 本会に名誉会長として学長を置く。名誉会長は総会の議を経て会長が委嘱する。

- 第 8 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経て会長が委嘱する。
- 第 9 条 本会の役員については次の選出により行う。
1. 会長、副会長、会計監査、幹事は正会員の中から選出し、総会の承認を要する。
- 第 10 条 前条に掲げた役員の任期は 4 年とし再任を妨げない。

第 5 章 旅費・費用

- 第 11 条 役員会や総会等に出席したときは、別に定める旅費・費用規程によりこれを支給する。

第 6 章 会計

- 第 12 条 本会の経費は入会金・会費・事業収入・寄付金の収入をもって充てる。
- 第 13 条 本会会費は終身会費として在学中これを予納する。
- 第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌 3 月末日とする。
- 第 15 条 本会の予算及び決算は役員会に諮り総会において承認を受けなければならない。

第 7 章 会議

- 第 16 条 本会の会議は下記の通りである。但し、いずれの会議も書面会議またはオンライン会議によることができるものとする。
1. 定時総会 毎年 1 回開き、予算・決算・事業計画の承認・役員選出・その他重要事項の協議を行う。
 2. 臨時総会 必要に応じ臨時に開くことが出来る。
 3. 役員会 必要に応じ会長がこれを招集する。
 4. 評議員会 必要に応じ会長がこれを招集する。

- 第 17 条 各会議の議長はその都度、正会員の中から選出する。

- 第 18 条 本会の各会議は、開催通知による当日の出席者をもって成立する。

第 8 章 決議

- 第 19 条 総会は、本会の最高議決機関として位置付ける。

- 第 20 条 全ての議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9章 支部

- 第21条
1. 本会は第2条の目的達成のため各地区に支部を置くことが出来る。
 2. 支部長は各支部会員の推薦に基づき、会長が委嘱する。
 3. 支部運営規約は本会則に基づき、各支部において、これを定めることが出来る。

第10章 雑則

- 第22条 この会則に定めるものの他、本会の運営上必要な規定や細則は、役員会の議決を得て、会長が別途定めることができる。

(附則)

1. この改正は役員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とし総会に報告する。
2. 本会の慶弔に関する事項は別に定める。
3. 会員は住所・氏名に関し異動があったときはその都度、本会に届けなければならない。
4. 本会則は平成26年8月より施行する。
5. 本会則は、令和8年2月28日より暫定施行する。なお、正式な制定については、次回の定期総会において報告し、追認を得るものとする。

会則の一部を改正する会則新旧対照表

新	旧	備考欄
第1章 総則 第1条 本会は九州栄養福祉大学同窓会四魂会と称する。 第2条 本会は会員相互の発展と親睦をはかり、建学の精神に基づく母校の発展と教育の振興に資することを目的とする。 第3条 本会の事務局を北九州市小倉北区下到津5丁目1番1号九州栄養福祉大学内に置く。 (略) 第4章 役員 第6条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 会務を処理し本会を代表する。 副会長 2名以内 会長を補佐し会長に事故ある場合は代行する。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 会計監査 2名 会計を監査する。 幹事 10名程度 会務を処理する。 評議員 500名以内 本会の重要な事項を評議する。 第7条 本会に名誉会長として学長を置く。名誉会長は総会の議を経て会長が委嘱する。	第1章 総則 第1条 本会は九州栄養福祉大学同窓会四魂会と称する 第2条 本会は会員相互の発展と親睦をはかり、建学の精神に基づく母校の発展と教育の振興に資することを目的とする。 第3条 本会の事務局を北九州小倉北区下到津5丁目1番1号九州栄養福祉大学内に置く。 (略) 第4章 役員 第6条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 会務を処理し本会を代表する 副会長 2名 会長を補佐し会長に事故ある場合は代行する 書記 2名 本会の事務を処理する。 会計 2名 会計事務を処理する。 会計監査 2名 会計を監査する。 幹事 2名 各学部¹に幹事を置く。 評議員 2名 本会の重要な事項を評議する。 第7条 本会に名誉会長として学長を置く。名誉会長は総会の議を経て会長が委嘱する。	(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (削除) (削除) (変更) (変更)

会則の一部を改正する会則新旧対照表

新	旧	備考欄
第 8 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経て会長が委嘱する。	第 8 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経て会長が委嘱する。	
第 9 条 本会の役員 <u>については次の選出により行う。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 1. <u>会長、副会長、会計監査、幹事は正会員の中から選出し、総会の承認を要する。</u>	第 9 条 本会の役員 <u>は次の方法により定める。</u> 会長・副会長は、役員会で推薦・承認する。 書記・会計は評議員より選出する。 会計監査は総会において選任する。 評議員は各クラスより推薦する。	(変更) (削除) (削除) (削除) (削除) (追加)
(略)	(略)	
<u>第 5 章 旅費・費用</u>		(追加)
<u>第 11 条 役員会や総会等に出席したときは、別に定める旅費・費用規定によりこれを支給する。</u>		(追加)
第 <u>6</u> 章 会計	第 <u>5</u> 章 会計	(変更)
第 <u>12</u> 条 本会の経費は入会金・会費・事業収入・寄付金の収入をもって充てる。	第 <u>11</u> 条 本会の経費は入会金・会費・事業収入・寄付金の収入をもって充てる。	(変更)
第 <u>13</u> 条 本会会費は終身会費として在学中これを予納する。	第 <u>12</u> 条 本会会費は終身会費として在学中これを予納する。	(変更)
第 <u>14</u> 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌 3 月末日とする。	第 <u>13</u> 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌 3 月末日とする。	(変更)
第 <u>15</u> 条 本会の予算及び決算は役員会に諮り総会において承認を受け	第 <u>14</u> 条 本会の予算及び決算は役員会に諮り総会において承認を受け	(変更)

会則の一部を改正する会則新旧対照表

新	旧	備考欄
なければならない。	なければならない。	
第 7 章 会議	第 6 章 会議	(変更)
第 16 条 本会の会議は下記の通りである。但し、いずれの会議も書面会議またはオンライン会議によることができるものとする。	第 15 条 本会の会議は下記の通りである。	(変更) (追加)
1. 定時総会 毎年 1 回開き、予算・決算・事業計画の承認・役員選出、その他重要事項の協議を行う。	定時総会 毎年 1 回開き、予算・決算・事業計画の承認・役員選出その他重要事項の協議を行う。	(追加)
2. 臨時総会 必要に応じ臨時に開くことができる。	臨時総会 必要に応じ臨時に開くことができる。	
3. 役員会 必要に応じ会長がこれを招集する。	役員会 必要に応じ会長がこれを招集する。	(削除)
(削除)	幹事会 必要に応じ会長がこれを招集する。	(追加)
4. 評議員会 必要に応じ会長がこれを招集する。		(追加)
第 17 条 各会議の議長はその都度、正会員の中から選出する。		(追加)
第 18 条 本会の各会議は、開催通知による当日の出席者をもって成立する。		
第 8 章 決議 (削除)	第 7 章 決議 機関	(変更) (削除)
第 19 条 総会は、本会の最高議決機関として位置付ける。	第 16 条 本会に次の決議機関を置く	(変更)
第 20 条 全ての議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のとき	1. 総会	(追加)

会則の一部を改正する会則新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>は議長の決するところによる。</u>		
第 <u>9</u> 章 支部	第 <u>8</u> 章 支部	(変更)
第 <u>21</u> 条 1.本会は第 2 条の目的達成のため各地区に支部を置くことが出来る。 2.支部長は各支部会員の推薦に基づき、会長が委嘱する。 3.支部運営規約は本会則に基づき、各支部において、これを定めることが出来る。	第 <u>17</u> 条 1.本会は第 2 条の目的達成のため各地区に支部を置くことが出来る。 2.支部長は各支部会員の推薦に基づき、会長が委嘱する。 3.支部運営規約は本会則に基づき、各支部において、これを定めることが出来る。	(変更)
第 <u>10</u> 章 雑則		(追加)
第 <u>22</u> 条 <u>この会則に定めるものの他、本会の運営上必要な規定や細則は、役員会の議決を得て、会長が別途定めることができる。</u>		(追加)
<u>(附則)</u> 1.この改正は役員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とし総会に報告する。 2.本会の慶弔に関する事項は別に定める。 3.会員は住所・氏名に関し異動があったときはその都度、本会に届けなければならない。 4.本会則は平成 26 年 8 月より施行する。	<u>付則</u> 1.この改正は役員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とし総会に報告する。 2.本会の慶弔に関する事項は別に定める。 3.会員は住所・氏名に関し異動があったときはその都度、本会に届けなければならない。 4.本会則は平成 26 年 8 月より施行する。	(変更)

会則の一部を改正する会則新旧対照表

新	旧	備考欄
5.本会則は、令和 8 年 2 月 28 日より暫定施行する。なお、正式な制定については、次回の定期総会において報告し、追認を得るものとする。		(追加)

旅費・費用規程(案)

(目的)

第1条 本規定は、九州栄養福祉大学同窓会 四魂会(以下「本会」という)の役員等が、会務(役員会、総会、その他会長が認めた会議等)に出席する際に要する交通費および諸費用を補填し、あわせて事務手続きの簡略化を図ることを目的とする。

(支給の趣旨)

第2条 本規定に基づき支給される金員は、移動に伴う実費および拘束時間等に対する費用としての性質を持つものであり、報酬(給与)とは異なるものとする。

(対面会議における交通費の支給基準)

第3条 本会の拠点(小倉北区)で開催される会議に現地出席した際、以下の通り交通費を支給する。

1. 自家用車等を利用する場合：居住地から会場までの往復距離(km、端数は切り上げ)に対し、1km あたり 40 円を乗じた額を支給する。また、高速道路を利用した場合は、その実費を合算する。
2. 公共交通機関を利用する場合：鉄道(在来線・特急・新幹線)、高速バス等の利用に要した実費を支給する。
3. 公共交通機関のうち、特急・新幹線・高速バスを利用した場合は、領収書(原本)の提出を必須とする。高速道路を利用した場合は、領収書(原本)の提出を必須とする。なお、在来線および一般道利用については、領収書の提出を要しない。

(会議出席に伴う費用)

- 第4条
1. 会議(対面およびオンライン)に出席した役員等に対し、拘束時間への配慮、通信費、光熱費、資料作成に係る諸費用の補助として、会議1回につき3,000円を支給する。
 2. 前項の支給については、QUOカード、QUOカードPay、その他デジタルギフト等による現物支給をもって行うものとする。
 3. 対面会議出席者に対しては、第3条に定める交通費とあわせて本条の費用を支給し、オンライン会議出席者に対しては、本条の費用のみを支給するものとする。

(支給方法)

- 第5条
1. 費用の支給は、原則として会議当日に行うものとする。ただし、オンライン会議や遠隔地実費精算の場合は、銀行振込またはデジタルギフトの送付等、本会が定める方法により行う。
 2. 受領にあたっては、所定の受領簿に署名または捺印を行うものとする。

(本規定の改訂)

第 6 条 本規程の改訂および廃止は、役員会(理事会)の議決をもって行うことができる。

(規定外事項)

第 7 条 本規程に定めのない事項、または特別の事情により本規程によることが困難な場合は、会長の承認を得て別に定めることができる。

(附則)

1. 本規定は、令和 8 年 2 月 28 日より暫定施行する。なお、正式な制定については、次回の定期総会において報告し、追認を得るものとする。

令和8年度 事業計画（案）

1. 令和9年度総会及び同窓会準備
2. 役員会
3. その他

令和8年度 九州栄養福祉大学同窓会四魂会予算書(案)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

区分	科 目	予 算	前年度決算	差 額	備 考
収入	1. 入 会 金	1,025,000	985,000	40,000	
	入会金(食栄)	475,000	525,000	△ 50,000	@5,000×95
	入会金(リハ)	550,000	460,000	90,000	@5,000×110
	2. 会 費	410,000	394,000	16,000	
	会 費(食栄)	190,000	210,000	△ 20,000	@2,000×95
	会 費(リハ)	220,000	184,000	36,000	@2,000×110
	3. 総会会費	0	0	0	
	4. 前年度繰越金	6,510,525	4,718,665	1,791,860	
	合 計	7,945,525	6,097,665	1,847,860	
支出	1. 活 動 費	650,000	34,180	615,820	
	消 耗 品 費	20,000	0	20,000	事務用品
	旅 費 交 通 費	150,000	34,180	115,820	役員会交通費
	通 信 運 搬 費	300,000	0	300,000	同窓会案内送付等郵便料
	印 刷 費	50,000	0	50,000	
	支 払 手 数 料	20,000	0	20,000	
	食 糧 費	30,000	0	30,000	
	涉 外 費	30,000	0	30,000	大学祭の活動費等
	備 品	50,000	0	50,000	
	2. 総会費	1,000,000	47,160	952,840	役員会等の活動費(ギフトカード)
	3. 基金積立金	500,000	500,000	0	
	4. 名簿調査費	2,100,000	0	2,100,000	会員名簿調査費(小野高速印刷様 業務委託)
	5. 教育振興助成金	400,000	327,800	72,200	
	6. 予備費	500,000	0	500,000	
	7. 次年度繰越金	2,795,525	6,510,525	△ 3,715,000	
	合 計	7,945,525	7,419,665	525,860	

同窓会(四魂会)基金積立金予算書(案)

(単位:円)

区分	科 目	予 算	前年度決算	差 額	備 考
	令和7年度末積立金残高	19,064,451	18,560,709	503,742	
増加	令和8年度積立	503,697	503,742	△ 45	
	積 立 金	500,000	500,000	0	
	利 息	3,697	3,742	△ 45	
	令和8年度末積立金残高	19,568,148	19,064,451	503,697	

九州学養福祉大学同窓会 評議員一覧（平成27年度より）

年度	九州学養福祉大学			九州リハビリテーション 大学校
	食物栄養科	理学療法科	作業療法科	
2015	2005年卒（1期生）			PT・OT1期生 PT・OT2期生 PT・OT3期生
	2006年卒（2期生）			
	2007年卒（3期生）			
	2008年卒（4期生）			
2016	2005年卒（1期生）			PT・OT1期生 PT・OT2期生 PT・OT3期生
	2006年卒（2期生）			
	2007年卒（3期生）			
	2008年卒（4期生）			
2017	2005年卒（1期生）			PT・OT1期生 PT・OT2期生 PT・OT3期生
	2006年卒（2期生）			
	2007年卒（3期生）			
	2008年卒（4期生）			
2018	2005年卒（1期生）			PT・OT1期生 PT・OT2期生 PT・OT3期生
	2006年卒（2期生）			
	2007年卒（3期生）			
	2008年卒（4期生）			
2019	2009年卒（5期生）	1期生 4期生 5期生	5期生	PT・OT6期生 PT・OT7期生
	2014年卒（10期生）			
	2015年卒（11期生）			
	2019年卒（15期生）			
2020	2009年卒（5期生）	1期生 4期生 5期生	5期生	PT・OT6期生 PT・OT7期生
	2014年卒（10期生）			
	2015年卒（11期生）			
	2019年卒（15期生）			
2021	2009年卒（5期生）	1期生 4期生 5期生	5期生	PT・OT6期生 PT・OT7期生
	2014年卒（10期生）			
	2015年卒（11期生）			
	2019年卒（15期生）			
2022	2009年卒（5期生）	1期生 4期生 5期生	5期生	PT・OT6期生 PT・OT7期生
	2014年卒（10期生）			
	2015年卒（11期生）			
	2019年卒（15期生）			
2023	2013年卒（9期生）	1期生 4期生 5期生	5期生	PT・OT6期生 PT・OT7期生
	2014年卒（10期生）			
	2015年卒（11期生）			
	2016年卒（12期生）			
2024	2013年卒（9期生）	1期生 4期生 5期生	5期生	PT・OT6期生 PT・OT7期生
	2014年卒（10期生）			
	2015年卒（11期生）			
	2016年卒（12期生）			
2025	2013年卒（9期生）	1期生 4期生 5期生	5期生	PT・OT6期生 PT・OT7期生
	2014年卒（10期生）			
	2015年卒（11期生）			
	2016年卒（12期生）			

年次別卒業生数【平成16年度～令和7年度】

令和8年5月1日現在

卒業年次						大学計	九州リハビリテーション大学校			計
	食物栄養学部		リハビリテーション学部				(期)	理学療法学科	作業療法学科	
	期	食物栄養学科	期	理学療法学科	作業療法学科					
平成16年度	1期	113				113				113
平成17年度	2期	104				104				104
平成18年度	3期	109				109	1期	32	34	175
平成19年度	4期	106				106	2期	39	38	183
平成20年度	5期	107				107	3期	74	38	219
平成21年度	6期	111				111	3期	8	8	127
平成22年度	7期	123				123	4期	60	24	207
平成23年度	8期	109				109	5期	65	20	194
平成24年度	9期	110				110	6期	44	12	166
平成25年度	10期	119				119	7期	84	15	218
平成26年度	11期	112	1期	57	27	196				196
平成27年度	12期	114	2期	89	46	249				249
平成28年度	13期	117	3期	70	32	219				219
平成29年度	14期	114	4期	87	34	235				235
平成30年度	15期	112	5期	71	40	223				223
平成31年度	16期	114	6期	82	28	224				224
令和2年度	17期	103	7期	79	35	217				217
令和3年度	18期	111	8期	83	39	233				233
令和4年度	19期	84	9期	80	36	200				200
令和5年度	20期	95	10期	83	27	205				205
令和6年度	21期	103	11期	82	35	220				220
令和7年度	22期	105	12期	77	15	197				197
合計		2395		940	394	3729		406	189	4324